

第6号様式（第6条関係）
海老名市指令第資対138号

一般廃棄物処理業許可証(収集・運搬)

住 所 海老名市上今泉六丁目2番1号

氏 名 株式会社 シゲン
代表取締役 加藤 泰弘

平成26年7月15日 に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

| | |
|-------------|---|
| 営業所の所在地及び名称 | 海老名市上今泉六丁目2番1号 株式会社 シゲン |
| 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ） |
| 収集・運搬の別 | 収集・運搬 |
| 営業の区域 | 海老名市全域（別紙のとおり） |
| 処理料金 | 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第27条の規定に準ずる。 |
| 営業許可期間 | 自平成26年7月30日 至平成28年3月31日 |
| 条 件 | 別紙のとおり |

平成26年7月30日

海老名市長 内野



(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に海老名市長に対して、異議申し立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。